

■報告第3号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）

【要旨】

平成27年9月9日に請負契約締結議案の議決を受けた「平成27年度 町道轟崎葛籠川線道路改良工事」に係る工事請負契約について、下記のとおり、工事請負契約の一部を変更する契約を締結するため、地方自治法第180条第1項及び四万十町長専決処分事項第3項の規定に基づき、去る5月12日に専決処分しましたので、同法第180条第2項の規定に基づき報告するものです。

【工事請負契約の変更契約締結内容】

工 事 名	平成27年度 防安金第17-1号 町道轟崎葛籠川線道路改良工事
工 事 場 所	四万十町 大正 地内
契 約 金 額	59,198,040円（内消費税4,385,040円）
変更契約金額	60,397,920円（内消費税4,473,920円）
増 減 額	1,199,880円（内消費税 88,880円）
契約の相手方	高知県高岡郡四万十町大正230番地8 株式会社 田邊建設 代表取締役 田邊 一也

【変更内訳】

変更内容	変更理由	変更金額
落石防止網工	測量精査の結果、落石防止網下部において道路曲線が大きく法面と落石防止網との間にできる隙間を塞ぐために、セメントアンカーを1本増やす必要が生じた。	56,160円
木根等処分費	施工に伴い発生する支障木の処分費を追加し変更する。	1,143,720円

【根拠法令】

地方自治法 （抜粋）

〔議会の委任による専決処分〕

第一百八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項（抜粋）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

1～2 省略

3 議会の議決を経て締結した契約で、契約金額の増額又は減額が当該契約金額の 10 分の 1 を超えず、かつ、500 万円以下である変更契約を締結すること。

4～6 省略